

稲築東中学校区小中一体型校施設整備基本計画について（答申）

令和元年12月

稲築東中学校区小中一体型校施設整備協議会

目 次

1. はじめに	1
2. 協議の内容と結果	2
(1) 計画候補地について	2
(2) 施設配置について	3
(3) 空間計画、平面計画について	5
(4) その他基本計画作成に必要な事項について	6
3. おわりに	7
4. 資料編	8
(1) 諮問文	8
(2) 協議会条例、施行規則	9
(3) 稲築東小学校敷地と稲築東中学校敷地の比較について	11
(4) 稲築東中学校の現敷地内での改築について	11
(5) 稲築東中学校区のゾーニング（案）について	13
(6) 協議会開催経過	14
(7) 先進地視察	15
(8) 協議会委員名簿	15

1. はじめに

稲築東中学校区小中一体型校施設整備協議会（以下「協議会」という。）は、令和元年10月10日に嘉麻市教育委員会から、次の事項について諮問を受けた。

◎稲築東中学校区小中一体型校施設整備基本計画について

- ・計画候補地について
- ・施設配置について
- ・空間計画、平面計画について
- ・その他基本計画作成に必要な事項について

本協議会は、協議委員を学識経験者（教育行政経験者）、保護者の代表者（PTA）、公共の団体が推薦する者（行政区長・青少年育成住民会議）及び学校の代表者（校長・教頭・主幹教諭・事務職員）で組織し、協議の中に稲築東中学校区の住民と保護者の意見及び学校としての意見を広く反映できるものとなっている。

協議会では、諮問事項が稲築東中学校区の特色をいかした学校を創造していくにあたって、重要な事項であることを認識し、稲築東中学校区における小中一体型校施設整備基本計画を作成するための基本的な事項について、活発に協議を行ってきた。

協議の進め方としては、まず「計画候補地の選定」を行い、「計画候補地内における施設配置の検討」から「校舎の空間計画、平面計画の検討」さらに「その他基本計画に盛り込むべき事項」について協議を進めてきた。

本書は、嘉麻市学校施設整備審議会の答申を尊重するとともに、嘉麻市学校施設整備基本計画（改訂版）（以下「改訂基本計画」という。）及び嘉麻市小中一体型校施設整備基本方針（以下「基本方針」という。）に則り、『質の高い教育を実現する学校・地域創造の核となる学校』及び校区の特色をいかした施設整備を推進していくため、協議会で議論した結果をまとめたものであり、稲築東中学校区小中一体型校施設整備基本計画に本答申が最大限反映されることを期待する。

2. 協議の内容と結果

(1) 計画候補地について

① 協議の内容

平成29年度嘉麻市学校施設整備審議会答申を踏まえ改訂された改訂基本計画において、「施設整備にあたっては、小中学校で共有できる施設についてはできる限り共有し、経済的かつ効率的な施設として整備します。施設整備に係る候補地につきましては、財政負担の軽減及び地域コミュニティへの影響を考慮し、既存学校用地の活用を最優先で検討します。」と示されている。

よって、計画候補地の選定にあたっては、稲築東小学校及び稲築東中学校の建物配置や通学路の現状把握を行い、それぞれの敷地面積や安全性、地域の資源として機能する施設などの観点から比較検討し、協議を行った。

稲築東中学校敷地は、敷地面積、安全性、通学路、地域の資源として機能する施設などの観点から検討し、計画候補地としての要件をおおむね満たしている。

一方、稲築東小学校敷地は、敷地全体が小高い丘陵地の上にあるため学校活動がわかりにくいこと。また、過去にはグラウンドの陥没事故が発生しているため、十分な地盤調査が必要になること。さらに、敷地の一部が土砂災害警戒区域に指定されており、安全・安心確保のため、土砂災害対策工事が必要となることなどから、計画候補地とするには経済的かつ効率的な施設整備には適さない。

□ 稲築東小学校敷地と稲築東中学校敷地の比較について

稲築東小学校敷地と稲築東中学校敷地の下記4項目比較を示します。

比較項目	稲築東小学校敷地	稲築東中学校敷地
敷地面積	約28,000㎡	約29,000㎡
安全性	敷地一部「土砂災害警戒区域に指定」 (福岡県 土砂災害ハザードマップ 平成27年1月) グラウンドの陥没が発生したことがあり、十分な地盤調査が必要。	—
地域の資源として機能する施設	敷地全体が小高い丘陵地の上にあるため学校活動がわかりにくい。 学校進入口の拡幅が必要(がまん坂)	防災拠点としての機能を有している。
計画候補地としての適正	△	○

② 協議の結果

○稲築東中学校区の計画候補地については、敷地面積や安全性、地域の資源として機能する施設などの観点から稲築東中学校敷地を計画候補地とする。

(2)施設配置について

① 協議の内容

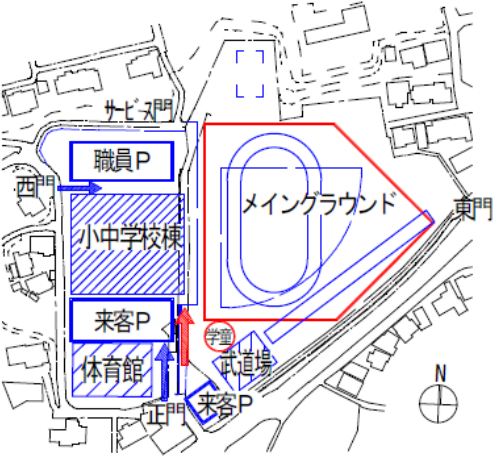
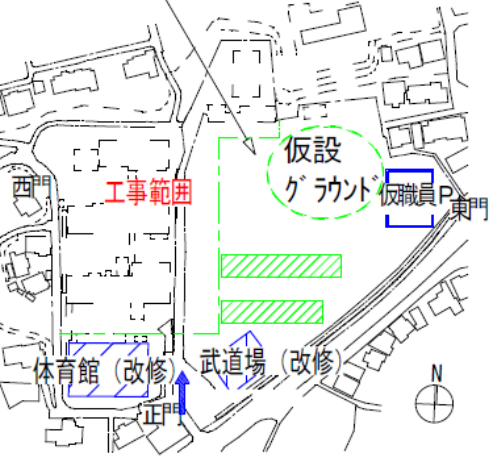
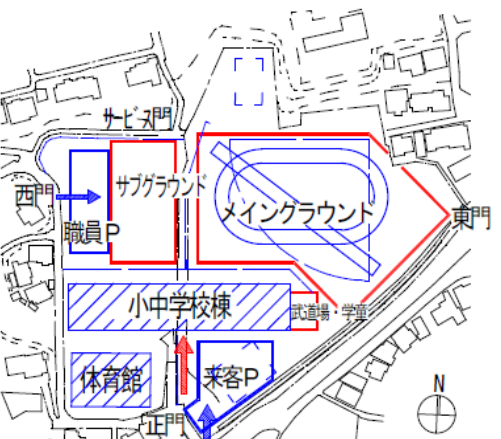
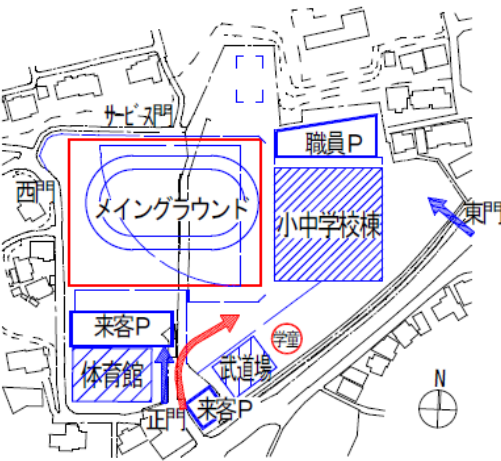
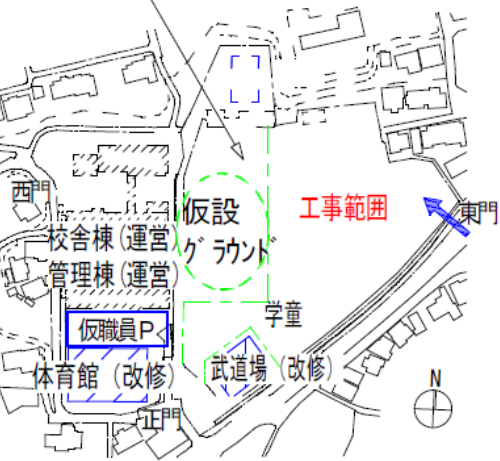
施設配置の検討にあたり、校舎配置については、i) 現校舎敷地側に新校舎を整備するA案(西側配置)、ii) 現管理棟敷地側に新校舎を整備するB案(南側配置)、iii) 現運動場敷地側に新校舎を整備するC案(東側配置)の3案について、歩車動線の分離、新校舎建築時における生徒の学校生活への影響、工期を含む工事範囲や工事移行計画、地域開放性などを比較検討し、協議を行った。

3案についての協議内容は以下のとおりであり、共通事項として、体育館は著しい老朽化も見られないため、改修を行い引き続き利用をしていくこととする。

i) A案は、西側に新校舎整備となるため、校舎全棟分の仮設校舎の必要が生じる。また、工事期間については、校舎を解体し、新校舎を整備していくこととなり、生徒に対し仮設校舎移転に伴う環境変化や騒音が懸念される。仮設校舎移転後は、運動場側と校舎側で工事範囲を分離することが可能である。地域開放性については、来校者駐車場と学校開放施設(体育館、武道場、図書室など)は集約できるが、来校者駐車場が2か所に分離配置となるため歩車動線の交差が生じる。なお、地域住民が日常的に学校活動の様子を知ることができる配置である。

ii) B案は、南側に新校舎整備となるため、管理棟分の仮設校舎の必要が生じる。また、工事期間については、管理棟を解体し、新校舎を整備していくこととなるが、仮設校舎への移転は管理諸室及び一部特別教室になるため、生徒への環境変化による心理的な負担はA案に比べて少ないと思われる。仮設校舎移転後は、普通教室棟側と管理棟側で工事範囲を分離することが可能だが、普通教室棟と工事区画が近接するため、騒音などの影響が懸念される。地域開放性については、来校者駐車場と学校開放施設が集約され、来校者駐車場も1か所に集約されるため歩車動線の分離が可能である。なお、地域住民が日常的に学校活動の様子を知ることができる配置である。

iii) C案は、東側に新校舎整備となるため、工事期間中及び新運動場完成までの運動場代替地の必要が生じる。工事範囲は校舎側と運動場側で分離することが可能であり、工事期間についても、仮設校舎整備の必要が無いため新校舎建築までは短期となり、生徒への環境変化による心理的な負担はA・B案に比べて少ないと思われる。しかし、敷地造成に係る開発許可申請が必要となり、開発許可に係る必要工事や校舎の運用開始時期など不確定要素が多く、全体の工事期間が長期となる可能性がある。地域開放性については、来校者駐車場と学校開放施設は集約されるが、来校者駐車場は校舎から離れ2か所に分離配置となるため、歩車動線の交差が生じる。なお、新校舎や武道場、体育館等が立ち並ぶため、地域住民が日常的に学校活動の様子を知ることが困難な配置である。

凡 例	配 置 A 案 （現校舎敷地に建設）	
（左 図：改築計画） —— 敷地境界線 □ □ 既設校舎等 （工事中利用無） ▨ ▨ 新設校舎等 → 歩行者出入口 → 車両出入口 （右 図：移行計画） □ □ 既設校舎等 （工事中利用有） ▨ ▨ 既設校舎等 （工事中利用有） ▨ ▨ 仮設校舎等 ○ 仮設グラウンド — 仮囲い → 工事車両出入口	（改築計画）  この図は、 Configuration A の改築計画を示しています。既存の校舎（小中学校棟、体育館、武道場）と、新設の校舎（職員P、来客P）が示されています。メイングラウンドとサブグラウンドも描かれています。歩行者出入口（赤い矢印）と車両出入口（青い矢印）が示されています。敷地境界線は破線で示されています。	（移行計画）  この図は、 Configuration A の移行計画を示しています。仮設校舎（緑色の斜線）と仮設グラウンド（緑色の点線）が示されています。工事範囲（赤い点線）と仮囲い（赤い点線）も描かれています。仮設職員Pと仮来客Pの位置も示されています。
配 置 B 案 （現校舎管理棟敷地に建設）		
	（改築計画）  この図は、 Configuration B の改築計画を示しています。既存の校舎（小中学校棟、体育館、武道場）と、新設の校舎（職員P、来客P）が示されています。メイングラウンドとサブグラウンドも描かれています。歩行者出入口（赤い矢印）と車両出入口（青い矢印）が示されています。敷地境界線は破線で示されています。	（移行計画）  この図は、 Configuration B の移行計画を示しています。仮設校舎（緑色の斜線）と仮設グラウンド（緑色の点線）が示されています。工事範囲（赤い点線）と仮囲い（赤い点線）も描かれています。仮設職員Pと仮来客Pの位置も示されています。
配 置 C 案 （現運動場敷地に建設）		
	（改築計画）  この図は、 Configuration C の改築計画を示しています。既存の校舎（小中学校棟、体育館、武道場）と、新設の校舎（職員P、来客P）が示されています。メイングラウンドとサブグラウンドも描かれています。歩行者出入口（赤い矢印）と車両出入口（青い矢印）が示されています。敷地境界線は破線で示されています。	（移行計画）  この図は、 Configuration C の移行計画を示しています。仮設校舎（緑色の斜線）と仮設グラウンド（緑色の点線）が示されています。工事範囲（赤い点線）と仮囲い（赤い点線）も描かれています。仮設職員Pと仮来客Pの位置も示されています。

② 協議の結果

○稲築東中学校区の施設配置については、生徒に対する心理的な負担や地域開放性などの観点からB案（南側配置）とする。

【附帯意見】

施設配置について、関連事項として次の意見を附帯する。

- （ア）児童生徒の安全に最大限配慮すること。
- （イ）工事期間中の生徒の安全と教育環境に配慮すること。
- （ウ）メイングラウンドとサブグラウンドの分離配置を検討すること。
- （エ）敷地外から学校活動が見渡せる配置とすること。
- （オ）職員駐車場と来校者駐車場を分離配置とすること。

(3) 空間計画、平面計画について

① 協議の内容

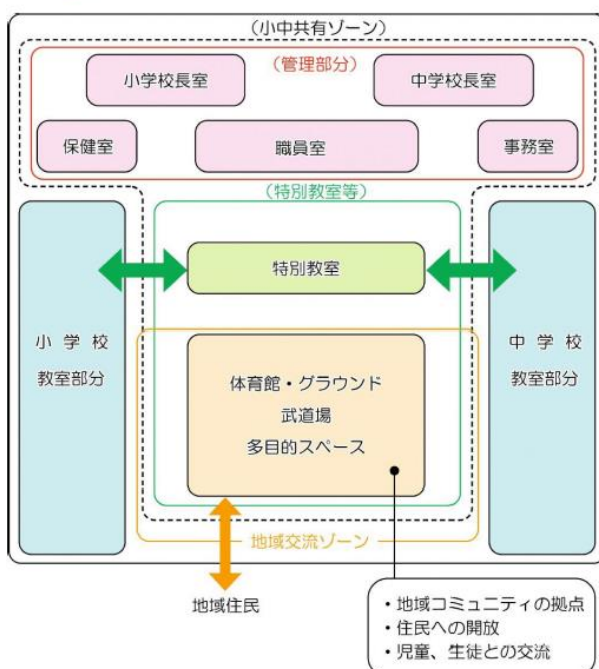
空間計画、平面計画についての基本的な考えとして、低層階には管理面から敷地全体が見渡せる位置に職員室・事務室・保健室などの管理諸室、給食搬入車両の寄り付きやすさを考慮し給食室及び運動場や観察園への移動を考慮し小学校低学年を配置する。

中層階には、小学校中学年・高学年を配置し、小・中学校の相互利用頻度が高い特別教室を配置する。

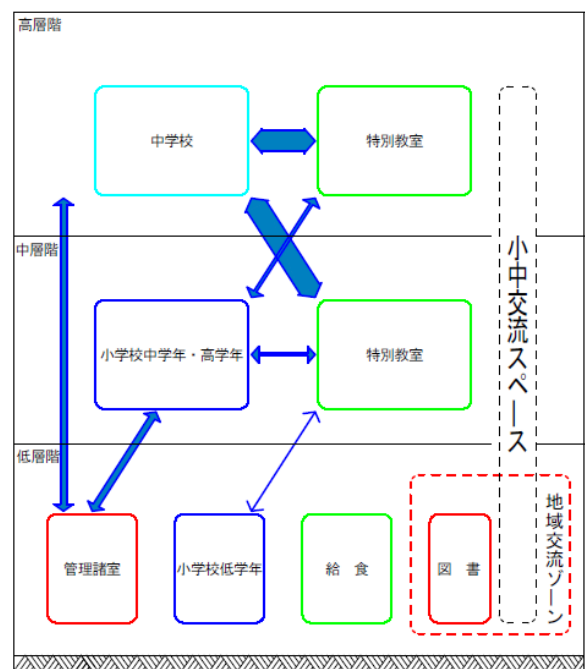
高層階には、単位時間の違いなどの配慮から中学校を配置し、中学校の利用頻度が高い特別教室を一部配置する。

普通教室については、学年ユニットによる構成とし、ユニット内において学級・学年での様々な活動に対応する配置とする。

□校舎 構成のイメージ図



□ 稲築東中学校区の階層の断面イメージ図



② 協議の結果

- 稲築東中学校区の空間計画、平面計画については、教育委員会と学校で意見交換を行うこと。
- 管理諸室から来校者の把握ができる配置とすること。

【附帯意見】

空間計画、平面計画について、関連事項として次の意見を附帯する。

- (ア) 学年配置の変更が可能な教室配置とすること。
- (イ) 利便性のよいコンパクトな配置を検討すること。
- (ウ) 図書室に学習スペースを設けること。
- (エ) 特別支援学級は、交流学級と近接配置とすること。

(4) その他基本計画作成に必要な事項について

① 協議の内容

基本方針に定める「基本コンセプト実現に向けた施設整備」を基に、稲築東中学校区の特色を考慮し、稲築東中学校区小中一体型校施設整備基本計画へ反映すべき意見について協議を行った。

② 協議の結果

- その他基本計画作成に必要な事項について、以下の意見があった。
- 車両の動線と児童生徒の歩行動線が交わらないようにすること。

【附帯意見】

その他基本計画作成に必要な事項について、関連事項として次の意見を附帯する。

- (ア) 小学部と中学部の放送区画を検討すること。
- (イ) 生徒用ロッカースペースはホームベース付近に配置すること。
- (ウ) P T A活動による売店スペースを検討すること。
- (エ) 多目的室（ランチルーム）は清潔で明るい室とすること。
- (オ) 掲示板を多く配置すること。
- (カ) 温かみのある校舎とすること。

3. おわりに

本協議会では、令和元年10月10日から令和元年12月19日までの7回にわたって、稲築東中学校区小中一体型校の計画候補地から校舎配置等について財政的、教育的及び地域的な観点から、稲築東中学校区の特色を考慮しながら協議を重ねてきた。

協議の経過では、稲築東小学校及び稲築東中学校の現状から計画候補地の選定を進め、歩車動線や児童生徒への影響を考慮し、計画候補地内での施設配置の検討を行った。また、一体型校舎の先進事例として、飯塚市立小中一貫校幸袋校を現地視察し、小中一体型の校舎や教育について知識を深めた。その後、校舎内のゾーニングについて検討を行い、今後の稲築東中学校区小中一体型校施設整備基本計画へ反映すべき意見についても協議を行った。

協議の結果として、稲築東中学校敷地を計画候補地とし、施設配置については稲築東中学校の現管理棟敷地側に新校舎を整備するB案（南側配置）となり、空間計画、平面計画については、本協議会での意見を踏まえながら進めることとし、今後の稲築東中学校区小中一体型校施設整備基本計画策定にあたり、一定の方向性を示すこととなった。

稲築東中学校区小中一体型校施設整備基本計画の策定にあたっては、本答申の内容が最大限尊重され、本市の目指す子ども像にある「嘉麻市に愛着と誇りを持ち、人とつながり、共に学び合い、支え合いながら未来の社会を生き抜く力を持てる子ども」を育成するための学校教育環境整備の実現に向けて、市民の理解と協力を得ながら、鋭意取組を進められることを望む。

最後に、学校は子どもたちにとって教育の場であり、生活の場でもあると同時に、地域の拠点施設でもあるということを重視していただき、子どもたちの教育環境の充実が、嘉麻市を担っていく子どもたちの成長の礎となることを切に願い答申とする。

4. 資料編

(1) 諮問文

31嘉学教第1444号

令和元年10月10日

稲築東中学校区小中一体型校施設整備協議会
会 長 殿

嘉麻市教育委員会

稲築東中学校区小中一体型校施設整備基本計画について(諮問)

昨今の社会経済情勢は、少子高齢化、情報化、家族のあり方などが大きく変化し、地方教育行政を取り巻く環境は、目まぐるしく変化しております。

本市の教育環境におきましても、人口減少に比例して児童・生徒数が減少するなか、自ら学び、自ら考える新たな教育に対応した教育環境の改善・充実に向けた早急な対応が求められております。

また、嘉麻市の財政状況は年々厳しさを増しておりますが、施設の老朽化対策及び安全安心な教育環境を確保するためには、施設整備は避けては通れぬ重要事項であり、経済的で効率的な施設整備が求められております。

そのような状況の下、嘉麻市教育委員会では嘉麻市学校施設整備審議会の答申に基づき、平成30年6月に嘉麻市学校施設整備基本計画を改訂し、今後は『小中施設一体型校舎』として学校施設の整備を推進していくことを決定いたしました。さらに、平成30年10月には、施設整備の基本要件を整理した、「嘉麻市小中一体型校施設整備基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定したところです。

本協議会におかれましては、基本方針に基づき、稲築東中学校区の特色を反映させた施設整備を推進していくために、学校・家庭・地域における現状や課題をはじめ、地域住民の意向にも配慮しながら、『質の高い教育を実現する学校・地域創造の核となる学校』という基本コンセプトの実現に向け、下記事項についてご協議いただきますようお願い申し上げます。

記

- ・計画候補地について
- ・施設配置について
- ・空間計画、平面計画について
- ・その他基本計画作成に必要な事項について

(2)協議会条例、施行規則

嘉麻市小中一体型校施設整備協議会条例

(設置)

第1条 嘉麻市小中一体型校の施設整備（以下「施設整備」という。）に関し、嘉麻市学校施設整備基本計画を踏まえ、地域の特性を活かした施設整備に必要な事項を協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市小中一体型校施設整備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(名称及び協議区域)

第2条 協議会の名称及び協議区域は、次のとおりとする。

名称	協議区域
碓井中学校区小中一体型校施設整備協議会	碓井中学校区
稲築中学校区小中一体型校施設整備協議会	稲築中学校区
稲築東中学校区小中一体型校施設整備協議会	稲築東中学校区

(所掌事務)

第3条 協議会は、教育委員会の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 施設整備の基本的な考え方に基づく、協議区域の施設整備に関する事項
- (2) その他施設整備に関し、教育委員会が特に必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 保護者の代表者 4人以内
- (3) 学校の代表者 4人以内
- (4) 公共的団体が推薦する者 3人以内

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、第3条に規定する諮問等に係る事務が終了するまでの間とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱されたとき又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、協議会の運営に必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

嘉麻市小中一体型校施設整備協議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市小中一体型校施設整備協議会条例(平成30年嘉麻市条例第34号)第8条の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程(平成22年嘉麻市告示第131号)に定めるもののほか、嘉麻市 小中一体型校施設整備協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることはできない。

5 会長及び副会長にともに事故があるとき又はともに欠けたときは、教育委員会が会議を招集する。

(招集通知)

第3条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所、及び付議事件を委員に通知しなければならない。

(関係者の出席等)

第4条 協議会は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

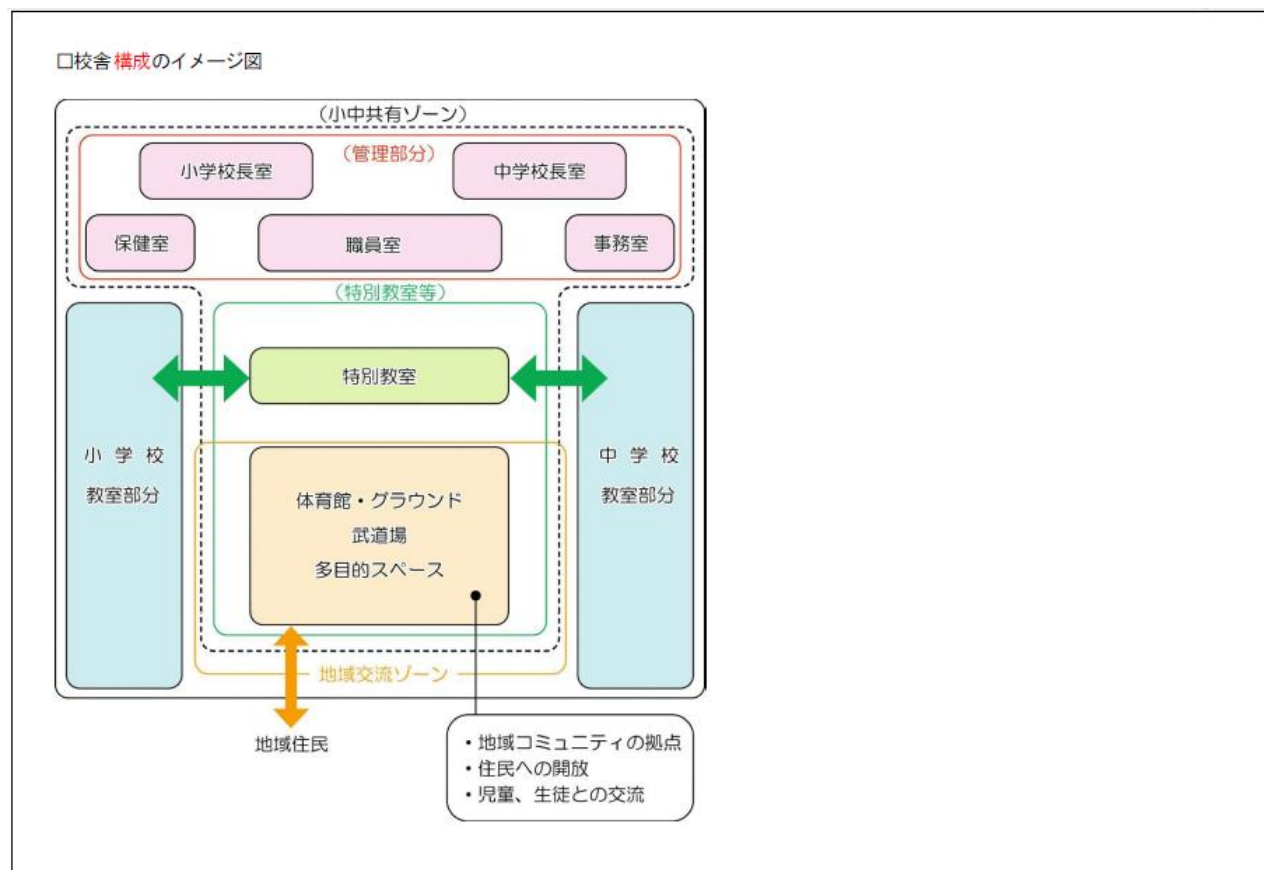
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

	イメー ジ 図 A 案	イメー ジ 図 B 案
数地境界線 歩行者出入口 車両出入口 低学年用観察園 外部通抜け位置		
「コンパクトな施設づくり」	校舎、体育館、武道場、グラウンドのバランス良い配置とします。	
明確な配置計画	学校管理エリア内に来校者駐車場が配置されて混合します。 メイングラウンドへ校舎の東側より接続	学校管理エリア外に来校者駐車場が配置できるため、エリア分け可能です。 メイングラウンドとサブグラウンドへ校舎の北側より接続
サブグラウンドの配置	サブグラウンドの配置 無し 校舎東側に低学年用観察園を確保	校舎北側に配置（35m×60m） 校舎南側に低学年用観察園を確保
「地域住民の集いの場となる施設づくり」	地域住民が気軽に教育活動にふれられる施設とします。	
立寄りやすい配置計画	来校者は正門より接続します。 来校者駐車場は校舎から離れ、2カ所に分離します。 敷地外より学校活動の見通し可能です。	来校者は正門より接続します。 来校者駐車場は校舎に近接し、1カ所に集約します。 敷地外より学校活動の見通し可能です。
「地域コミュニティの拠点となる施設づくり」	地域住民が親しみやすい施設とします。学校開放施設として想定される施設（体育館、武道場、図書室など）	
地域交流の居場所づくり	来校者駐車場と学校開放施設は集約します。	来校者駐車場と学校開放施設は集約します。
「安全・安心を守る施設づくり」	災害避難所として機能する施設とします。災害時に救援車両の進入や防災倉庫の設置など	
日常安全性の配置計画	来校者動線を限定し全体把握が可能です。（管理しやすい）	来校者動線を限定し全体把握が可能です。（管理しやすい）
駐車場の配置計画	職員駐車場と来校者駐車場は分離配置します。 来校者の車両動線と児童生徒の歩行動線が交差します。	職員駐車場と来校者駐車場は分離配置します。 来校者の車両動線と児童生徒の歩行動線は分離します。
配置計画の適正	○	◎

敷地境界線 歩行者出入口 車両出入口 低学年用観察園 外部通抜け位置	イメージ図 C 案	
「コンパクトな施設づくり」	校舎、体育館、武道場、グラウンドのバランス良い配置とします。	
明確な動線計画	学校管理エリア内に来校者駐車場が配置されて混合します。 メイングラウンドへ校舎の西側より接続	
サブグラウンドの配置	無し 校舎東側に低学年用観察園を確保	
「地域住民の集いの場となる施設づくり」	地域住民が気軽に教育活動にふれられる施設とします。	
立寄りやすい配置計画	来校者は正門より接続します。 来校者駐車場は校舎から離れ、2か所に分離します。 敷地外より学校活動の見通し不可能です。	
「地域交流の拠点となる施設づくり」	地域住民が親しみやすい施設とします。学校開放施設として想定される施設（体育館、武道場、図書室など）	
地域交流の居場所づくり	来校者駐車場と学校開放施設は集約します。	
「安全・安心を守る施設づくり」	災害避難所として機能する施設とします。災害時に救援車両の進入や防災倉庫の設置など	
日常安全性の配置計画	来校者動線を限定し全体把握が可能です。（管理しやすい）	
駐車場の配置計画	職員駐車場と来校者駐車場は分離配置します。 来校者の車両動線と児童生徒の歩行動線が交差します。	
配置計画の適正	△	

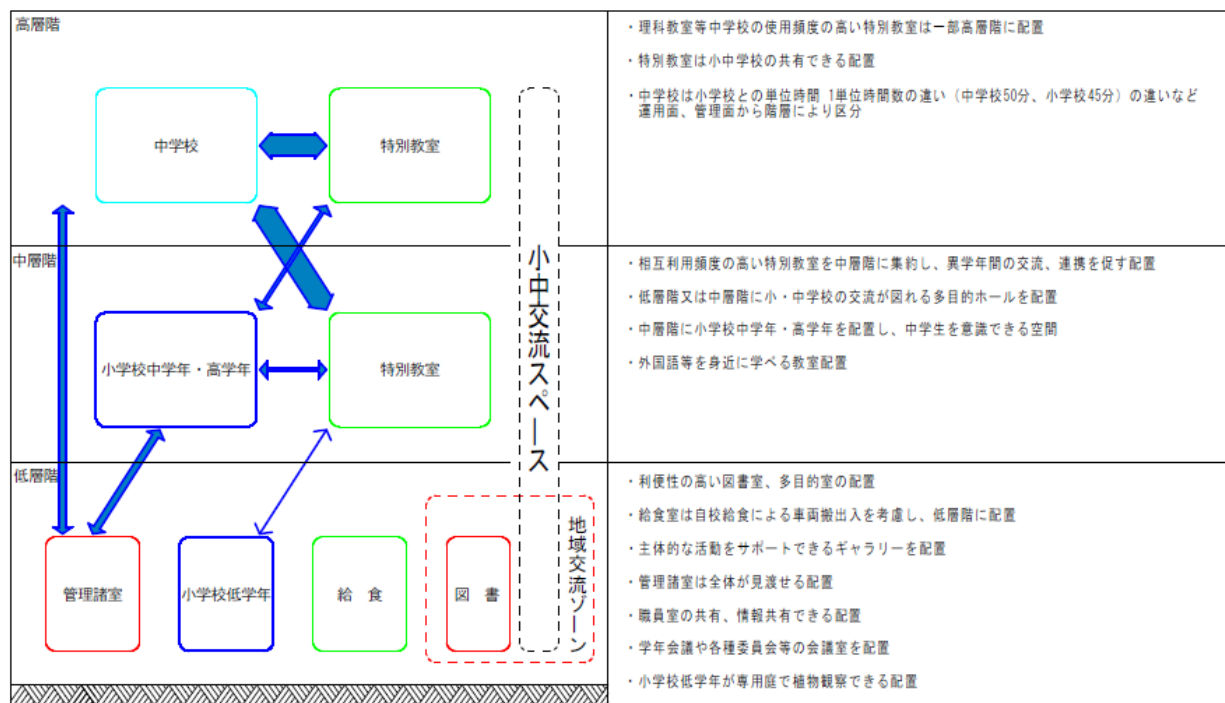
(5) 稲築東中学校校区のゾーニング（案）について



□ 稲築東中学校区の階層の断面イメージ図

〈各階ゾーニングの考え方〉

- 1 小学校、中学校が独立性を保ちつつ、学校・地域と協働しやすい構成とする。
- 2 小・中学校の交流、連携のための「交流スペース（中・小）」を小中一体型校舎の中心に配置し、共有可能な指導や特色ある教育活動を推進する。
- 3 小中一体型校舎への移行により、学校間の交流、連携をしやすいように、施設全体をコンパクトに集約し、配置する。



(6)協議会開催経過

回数	開催日	主な内容
第1回	令和元年10月10日（木）	○委嘱 ○施設整備の経緯について ○諮問 ○協議内容について
第2回	10月17日（木）	○計画候補地の選定について
第3回	10月31日（木）	○施設配置について
第4回	11月14日（木）	○施設配置について ○空間計画、平面計画について
第5回	11月28日（木）	○空間計画、平面計画について ○その他基本計画作成に必要な事項について
第6回	12月12日（木）	○答申（案）
第7回	12月19日（木）	○答申

(7)先進地視察

日時	場所	参加者
令和元年11月12日(火) 午後1時～	飯塚市立小中一貫校 幸袋校	永水会長、伊藤副会長 森田委員、島崎委員 梅田委員、高城委員

(8)協議会委員名簿

選出範囲	所属	氏名	備考
学識経験者	教育行政経験者	永水 民生	会長
保護者の代表者	稲築東中学校PTA	服部 聖志	
	稲築東中学校PTA	森田 千恵	
	稲築東小学校PTA	野上 真吾	
	稲築東小学校PTA	島崎 洋子	
公共団体が推薦する者	鴨生第一行政区	平田 千敏	
	鴨生第二行政区	飯田 千鶴美	
	青少年育成住民会議稲築支部	伊藤 靖子	副会長
学校の代表者	稲築東中学校 校長	松尾 正剛	
	稲築東中学校 学校事務	梅田 真樹	
	稲築東小学校 教頭	安藤 裕子	
	稲築東小学校 主幹教諭	高城 将昭	